

事 務 連 絡
平成 30 年 12 月 20 日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
専務理事 伊 藤 淳
(公印省略)

平成 31 年度からの一括有期事業に係る制度改正の周知について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、厚生労働省労働基準局労働保険徴収課長から、別添のとおり、平成 30 年 11 月 30 日に労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令が公布され、平成 31 年 4 月 1 日より一括有期事業開始届及び一括有期事業に係る地域要件が廃止されることに伴い、平成 31 年度からの一括有期事業に係る制度改正についてリーフレットを作成した旨、周知依頼がありました。

つきましては、貴会会員の皆様に対し周知下さいますようお願い申し上げます。

以 上

担当：労働部 又木

事務連絡
平成 30 年 12 月 14 日

一般社団法人
全国建設業協会会長 殿

厚生労働省労働基準局
労働保険徴収課長

平成 31 年度からの一括有期事業に係る制度改正の周知について（協力依頼）

貴会におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げますとともに、労働基準行政、とりわけ労働保険制度の運営につきまして、常日頃より多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 30 年厚生労働省令第 138 号）が平成 30 年 11 月 30 日に公布され、平成 31 年 4 月 1 日より一括有期事業開始届及び一括有期事業に係る地域要件が廃止されることとなったところですが、これに伴いまして、平成 31 年度からの一括有期事業に係る制度改正について別添のとおりリーフレットを作成したところです。

つきましては、貴会におかれましても、会員の方々への周知方、よろしくお取り計らい願います。

平成31年4月1日以降は、 一括有期事業を開始する際の 事務手続の一部が不要になります！

行政手続の簡素化により事業主の事務負担を軽減するための
取組として、労働保険に関する法令を改正し、以下の2つを
廃止します。

1 一括有期事業開始届の廃止

平成31年4月1日以降に開始する一括有期事業については、
「一括有期事業開始届」を提出する必要はありません。

一括有期事業を行う事業主は、それぞれの事業を開始したとき、翌月10日までに一括有期事業開始届を所轄の労働基準監督署長に提出する必要があります。しかし、平成31年4月1日以降に開始する一括有期事業については、この一括有期事業開始届が廃止されるため、提出する必要がなくなります。

2 一括有期事業の地域要件の廃止

平成31年4月1日以降に開始する一括有期事業については、
遠隔地で行われるものも含めて一括されます。

一括される有期事業については、地域要件が定められています。このため、定められた地域の範囲外で行われる事業は一括されず、個別に有期事業として成立させる必要があります。平成31年4月1日以降に開始する有期事業については、この地域要件が廃止されることにより、遠隔地で行われるものも含めて一括されることとなります。

<ご注意>

- ▶平成31年3月31日以前に開始する一括有期事業については、これまでどおり、一括有期事業開始届の提出が必要となり、また地域要件が適用されます。
- ▶これまで、地域要件以外の一括の要件^{*}を満たすにもかかわらず、地域要件によって一括されなかった有期事業が、今回の改正により、労働保険料の納付事務を行う事務所で一括されることとなります。

労働保険料の納付事務を行う事務所の変更を求めるものではありません。

^{*}有期事業が一括されるには、①概算保険料の額が160万円未満であり、②事業の規模が請負金額1億8000万円未満（建設の事業）又は素材見込生産量1000立方メートル未満（立木の伐採の事業）であることなどがが必要です（これらの要件に変更はありません。）。

- ▶労災保険給付事務は、労働保険料の納付事務を行う事務所の所在地を管轄する労働基準監督署で行います。

詳しくは最寄りの都道府県労働局にお問い合わせください。